

## 第 2 2 号議案

足立区高齢者福祉サービス苦情等解決委員会条例の一部を改正  
す

る条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 2 月 2 5 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区高齢者福祉サービス苦情等解決委員会条例(平成 1 2 年足立区  
条例第 4 1 号)の一部を次のように改正する。

題名中「高齢者」を削る。

第 1 条中「の介護保険サービス、介護保険外一般施策サービス、その  
他のサービス(以下「高齢者福祉サービス」という。)」を「が利用す  
る福祉サービス(以下「福祉サービス」という。)」に、「足立区高齢  
者」

を「足立区」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「区民の高齢者」を削り、同項第 3 号及び同条  
第 2 項各号列記以外の部分中「高齢者」を削る。

第 3 条第 1 項中「高齢者」を削り、「5 名」を「7 名」に改める。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

( 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部  
改正 )

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和  
3 9 年足立区条例第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区高齢者福祉サービス苦情等解決委員会の項中  
「高

齢者」を削る。

( 提案理由 )

足立区高齢者福祉サービス苦情等解決委員会の所掌事項を福祉サービス全般に拡大する必要があるので、この条例案を提出いたします。